

台湾

【翁弁護士自己紹介】

翁國彦

弁護士をして生計を立てております。縁あって、たくさんの心身障害者の権利擁護に関する事件を扱ってきました。人を観察し、人の命の物語を知ることに関心があるので、身障者の事件を扱っておりますが、自分を見つめ、自分を語る過程にも似ていて、それを通して、人はどのように自らの欠陥と対話し、人間性の欠陥と共存するのかを探求しています。そして、国と社会の責任とは、誰であっても障害や欠陥のために自己を実現できないことがないようにすることです。

台湾

【林事務局長自己紹介】

林君潔 リン チュン チェ

台北市新活力自立生活協会事務局長

国家文官学院専門講師、台北市政府心身障害者権利擁護委員会委員

骨形成不全の障害をもっています。生まれてから何回も骨折して、大卒までずっと親からの介護を受けていました。台北大学司法学部を卒業して、外はバリアだらけだったので行く所はなかったんです。その時に障害者と家族はどう頑張っても社会が変わらなければいけないと分かった。24歳の時にダスキン障害者リーダーの研修を受けて自立生活運動のことを学んで社会運動に尽くすことを決めました。帰国して2007年に台湾初めての自立生活センターを作りました。今は障害者権利条約実行する仕事とユース障害者リーダー育成の仕事に専念しています。

韓国

イ・ソア弁護士プロフィール

元「もう一度ともにセンター」常勤弁護士（性売買被害女性のための機関）

元「民主社会のための弁護士団」常勤弁護士

元「法務法人へマル」構成員弁護士

現職 「公益弁護士とともに行う同行」常勤弁護士

現職 全羅南道障害者権益擁護機関、光州障害者権益擁護機関、光州障害者差別
撤廃連帯の諮問弁護士

日本

立岩 真也 （タテイワ シンヤ）

本シンポジウムのコーディネーター

1960年生。専攻：社会学。

立命館大学大学院先端総合学術研究科教授・同生存学研究所所長。

著書：『生の技法－家と施設を出て暮らす障害者の社会学第3版』（2012

生活書院）、『介助の仕事－街で暮らす／を支える』（2021 ちくま新書）

ほか。

日本

長岡健太郎（ナガオカ ケンタロウ）

介護保障ネット スタッフ

１９８１生・２００７年～弁護士

大学の法学部在学中、地域で一人暮らしをしている身体障害者の介護をしていた。

その間に、法律が改正され、介護をしていた方の自己負担が増えたり、ヘルパー時間数が減らされそうになったりしたことから、障害者問題に関わる弁護士になろうと考えた。

藤岡との共著「「障害者の介護保障訴訟とは何か！ 支援を得て当たり前」に生きるために」ほか

藤岡 毅 （フジオカ ツヨシ） 弁護士

介護保障ネット 共同代表

障害者の人権を守るために様々な裁判を担当し自治体や国への働きかけ等も行う。

著書「Q&A 障害のある人に役立つ法律知識—よくある相談例と判例から考える—」

長岡健太郎弁護士との共著 「「障害者の介護保障訴訟とは何か！ 支援を得て当たり前生きるために」ほか

介護保障ネット 10年間のあゆみ

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット
弁護士 長岡健太郎

1 「介護保障」とは

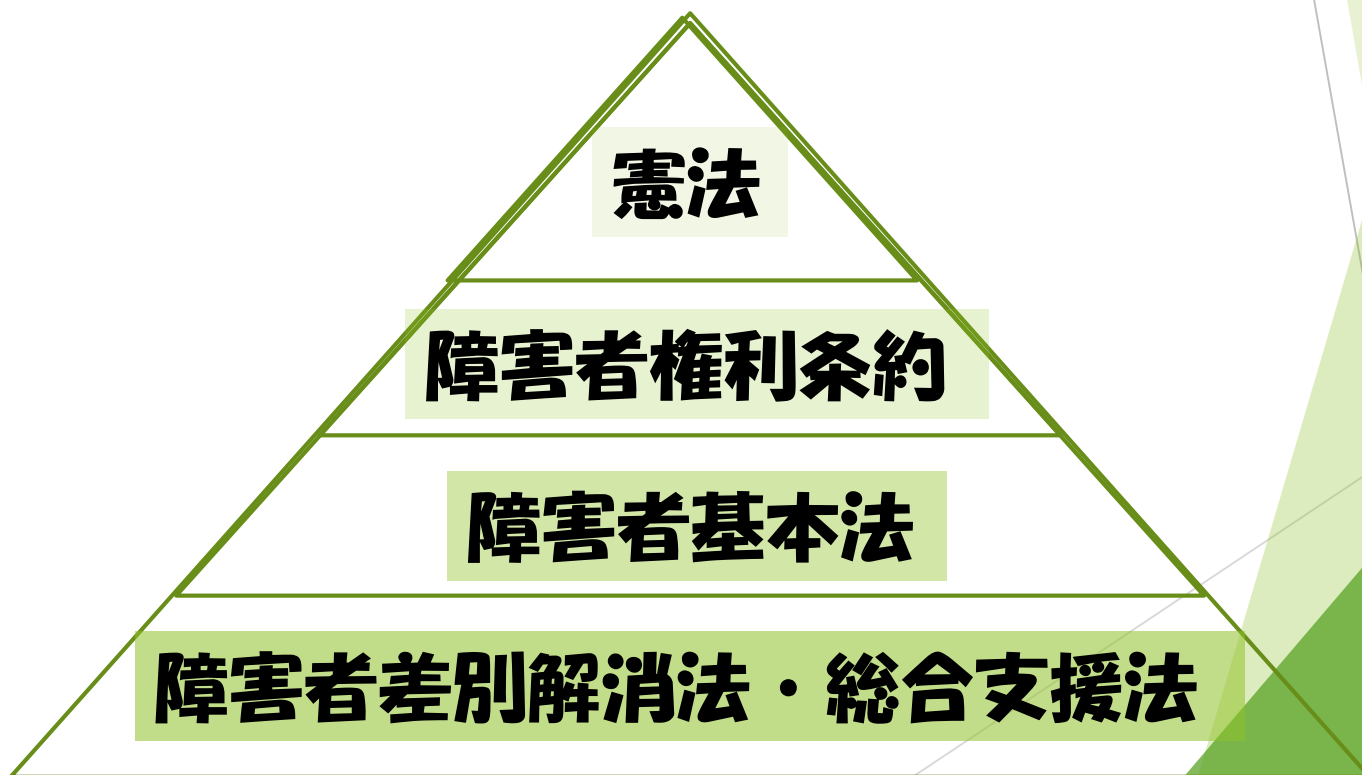
障害のある人が自分が住みたい地域で、自分らしい生活を送るために必要な介護を十分に受けられるよう確保する活動。

↓つまり、

障害者総合支援法上の障害福祉サービスとしての介護給付を必要なだけ受給できること。

公的介護を受ける権利

障害者が地域社会において障害のない人と平等に自己の選択する環境で安心して生活をする権利は、憲法を始めとした法律で裏付けられる。



2 めざすもの

障害者権利条約19条 ～自立した生活及び地域社会への包容～

「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める」と確認。



その上で「国が障害者の権利を守るために必要な措置をとるべき」と明言。

障害者総合支援法 1 条

「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」ことが目的として明記された。

cf.障害者自立支援法

「自立した日常生活又は社会生活…」



個人の尊厳にふさわしいとは言えない処分はし
障害者総合支援法の趣旨に反して違法になる。

介護支給決定における個別即応の原則

「法は、障害者の個別勘案事項調査を基にいかなる支給量を定めるかにつき、各障害者ごとに個別に判断することを求めているものと解するのが相当である。」

↓ つまり、

障害者の事情は千差万別であり、介護保障は定型的・抽象的な枠で決めてはならず、個別ニーズに即した必要な支給量が保障されなければならないという原則

3 介護保障ネットの発足

2012年11月30日



弁護士会館での発足集会の様子

全国各地で介護保障を実現する

そのために、弁護士と支援者・
障害当事者がそれぞれ知識と力
を合わせて、行政と交渉する

介護保障ネットの活動スタイル

審査請求や取消訴訟・義務付訴訟の方法をとるのではなく、介護給付の申請をする段階から弁護士が代理人として市町村と交渉する。

↓ 俗に

「申請一発主義」と呼ぶ

「申請一発主義」の心得

①説得力のある資料を提出する

- ・ヘルパーの介護日誌**
- ・写真や動画による報告書**
- ・医師の診断書**
- ・ヘルパーの陳述書**
- ・家族の陳述書**

申請一発主義の心得

②明確な理論武装をする

- ・ **障害者が介護を受ける権利の根拠**
- ・ **各論点に関する主張**
 - ・ **「見守り」時間の介護の趣旨**
 - ・ **家族への介護強制の不当性**
 - ・ **介護保険との併給調整**

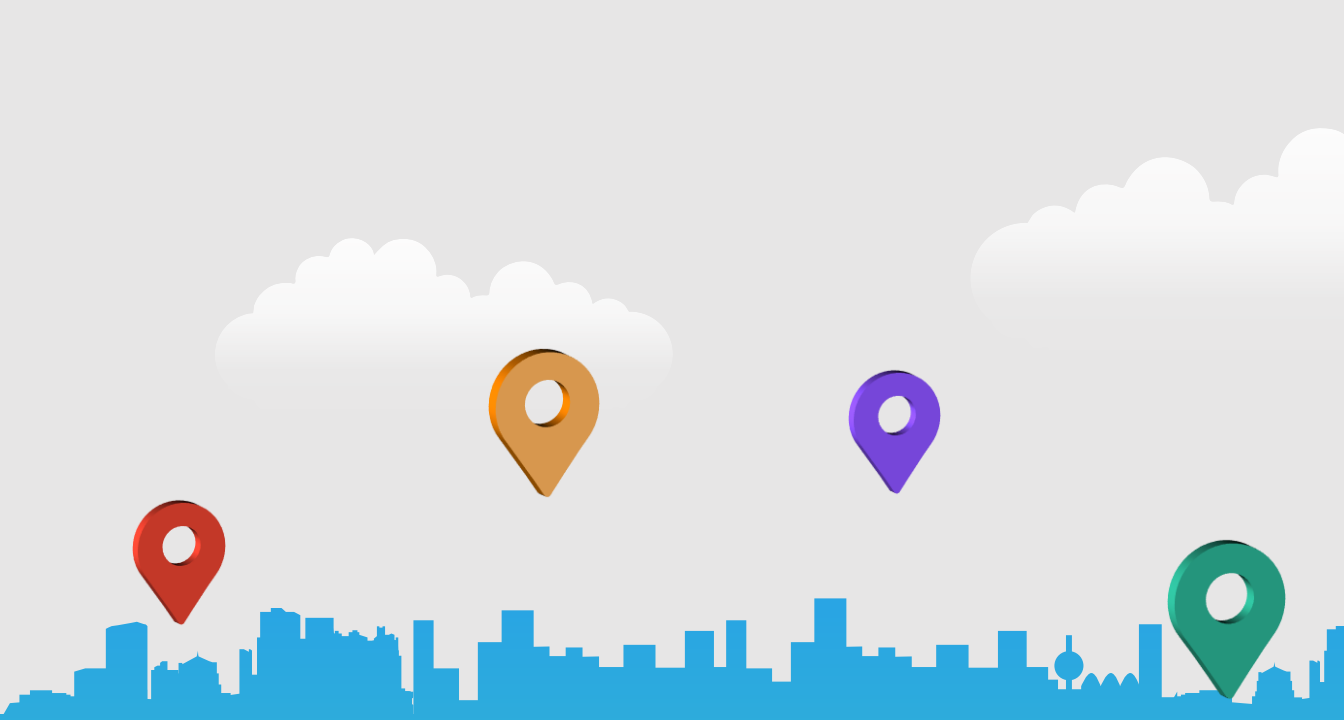
介護保障ネット10年間の成果

- ・ **全国各地で60名以上の方を支援。**
- ・ **47都道府県すべてで、24時間／日の支給量を達成（2017年11月）。**

- 一、 当方当事者・玉さんは重度の筋委縮症を罹患し、現状では右手がすこし力が残っているのみです。玉さんは家族がすでに亡く、一人暮らしです。基本的にはパーソナルアシスタントが 30 分ごとに体位変換を介助する必要がありますが、新北市は、独自に制定したパーソナルアシスタントサービス申請規定を引用し、障害者のパーソナルアシスタントの給付時間数は、月 60 時間を超えてはならないと主張しており、これでは 1 日平均 2 時間にしかありません。玉さんに給付されたパーソナルアシスタントの時間は極めて不足しており、現在、毎日午後 17:00 に訪問ヘルパーが退出してから、翌朝 5:00 までの間、玉さんは右手で頭部を支える姿勢を 12 時間続けることを強いられています。手がしびれて力が入らずに倒れると、誰も姿勢を直してくれないため倒れたままで、朝まで自身の排泄物に浸かった状態です。玉さんは数十年にわたって、横になって眠ったことがないのです。また、行政が認めるパーソナルアシスタントの時間が足りないため、玉さんは排泄量を減らそうと、長年、一日一食しか摂っていません。同じ理由から、玉さんはリハビリも受けることができず、コロナ発生から今まで、ワクチンの接種も計画できません。
- 二、 玉さんは 2020 年、新北市社会局に申請を提出し、毎日 24 時間のパーソナルアシスタントのサービス給付を請求しましたが、即座に拒否されました。玉さんは法に従い審査請求(訴願)を申し立てましたが、それも却下されました。そこで、法律扶助基金会は 2021 年に弁護士を任命し、玉さんの行政訴訟提起を支援し、当方も加わり玉さんの訴訟代理人となりました。現在、事件は台北高等行政裁判所で 1 年以上審理されており、裁判官は 9 回の準備的口頭弁論(準備程序庭)を行ったが、最終的な口頭弁論はまだ指定されていません (2023 年前半に事件が終結すると見込んでいます)。これまでの裁判所での審理において、当方と新北市社会局との争点は、障害者権利条約(CRPD)第 19 条に基づく心身障害者が地域社会で自立して生活することを支援する精神において、管轄当局は独自に内部規定を制定し、一律の画一的基準を採用して、当事者が毎月最大で 60 時間しかパーソナルアシスタントのサービス時数を受給できないと制限することができるのか。当局は、人員を派遣して実地の評価を行わず、個人の障害の状況とニーズを確認せずに、玉さんの毎日 24 時間のパーソナルアシスタント給付申請を拒否することができるのか。新北市

社会局は「財務抗弁」をもって、社会福祉予算には限りがあり、玉さんの請求に同意すれば、他者も真似て申請することに繋がり、行政の社会福祉予算を崩壊に招くと主張することができるのか、ということです。

三、本事件はCRPD第19条に基づき障害者が地域社会で自立して生活する権利をめぐる台湾初の行政訴訟となるが、裁判官は審理中に心証を明かさないことが慣習化しているため、現時点では判決の予想は不可能である。しかし、玉さんの生活状況、実際のニーズ、および十分なパーソナルアシスタントのサービス時間を確保できないことによる困難について裁判官の理解を得るために、開廷の際には必ず玉さんにリモートで出席してもらうだけでなく、最後の口頭弁論の際には、玉さんが法廷で陳述できるよう、人的支援を手配する確約を取り付けるべく努力をしています。これにより、CRPD第13条の障害者が司法にアクセスする権利をも実現します。



法律扶助基金會 について

總會 法務処 魏貫宇

brucewei@laf.org.tw
2022.11



法律扶助基金会—設立の背景

司法院*の出捐により民間非営利財団法人として設立

*日本の最高裁判所、韓国の大法院に近似

『法律扶助法』に基づき設置

設立趣旨：
財力がないか他の原因
で法律の適切な保護を
受けられない者の為に、
法律扶助を提供する。


財團法人法律扶助基金會

法律扶助基金会—組織



 2021年



全国に24箇所の支部機構



職員329人
内、常勤弁護士17人



4,560人の弁護士が扶助弁護士に
台湾全土で10,990人の登録弁護士



2021扶助事件



財団法人法律扶助基金會
Legal Aid Foundation



当会では現在パーソナルアシスタント時数事件
3件を扶助

Taiwan & CRPD

台湾は国連加盟国ではないため、障害者権利条約(CRPD)に署名できません。そこで台湾は2014年に『心身障害者権利条約施行法』を採択し、障害者権利条約に法的効力を賦与しました。

『心身障害者権利条約施行法』は、政府が障害者に法律扶助を提供するものとし、法律扶助基金会に実施を委託できると規定しています。従って、現在当会が障害者法律扶助を実施しています。



衛生福利部
Ministry of Health and Welfare



財團法人法律扶助基金會
Legal Aid Foundation

心身障害の取り扱いモデル



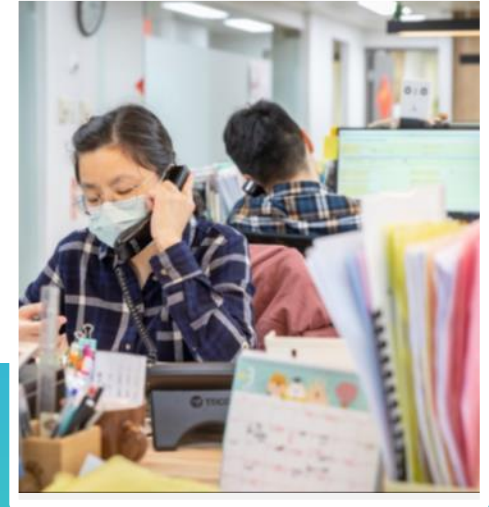
台湾ではパーソナルアシスタントまたは心身障害に関する事件は多くないため、法律分野であっても障害者の規定と権利意識は、あまり好意的とは言えない。



心身障害事件が十分に検討されるために、障害者は障害者団体を通じて当会に連絡すれば、担当係員が法律上の意見を提供し、障害者が法律扶助を得られるよう支援します。



法律扶助基金会は、障害者権利条約に詳しい弁護士を事件に指定し、障害者が法廷やその他の分野で権益を得られるよう努めます。



法律扶助基金会障害者グループのメンバーは、定期的にこうした事件を追跡し、弁護士に必要な支援を行います。

続いて、
翁國彥弁護士が
台湾の事件を紹介します





台灣での障がい者の自立生活運動の報告

事務局長

林君潔 リン チュン チェ

自己紹介

1. 台湾台北市生まれ。先天性骨形成不全症を患う。
2. 7歳のとき小学校に入学を拒否され、8歳で普通学級に入学。施設で8ヵ月生活。
3. 国立台北大学司法学科卒業
4. ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業訪日研修を修了
5. 米・国務省障害者権利保障訪問事業代表
6. 現・台北市新活力自立生活協会事務局長、台北市心身障害者權益保障委員会委員、法律扶助基金会発展専門委員会委員



地域の重度障害者の選択肢は？

- 1. 家族が介護
- 2. 自己負担で外国人介助者を雇う
- 3. 短時間の介助サービスを利用。
例：訪問介護、パーソナルアシスタント.....
- 4. 入所施設
- 5. その他？

介助サービス不足の当事者への影響

- 1. 時数不足で食事を急かされるため、筋委縮症や嚥下困難の障害者には拷問。
- 2. 二十数年ずっと椅子に座り続け、夜間は体位変換をするパーソナルアシスタントがいないので、横になって眠ることができない。日中、介助者が来てくれたときに、2～3時間横になるだけ。
- 3. 1日の12時間は排泄物の中に浸かっているため、褥瘡になり、昨年は3cmの褥瘡が出血し、耐えられない痛みを経験した。その後、入院して外科的処置をしたが、帰宅後は適切なケアがされず、いまま癒していない。
- 4. 二十数年の間ほとんど家にこもり、自由に外出して外の世界に触れることがないため、環境の変化や人の移り変わりを知らず、社会とのつながりが失われている。ふだんは電話とラジオだけが外との繋がり。
- 5. 劣悪な生活環境により、心身のストレスと機能低下が加速。

重大事件

- 1. 電気ストーブの上に倒れこみ、やけどをしたが動けなかった。
- 2. 蚊に刺されても、ゴキブリに噛まれても、抵抗できない。
- 3. しかたなく警察や救急車を呼んで、体位変換や、姿勢を直すなどしてもらう。
- 4. 時数不足に起因して、介助者との関係が緊張し、暴力行為が発生した。
- 5. ワクチンを接種して副反応が出ても、誰も助けてくれないため、接種できない。今年5月には感染した。



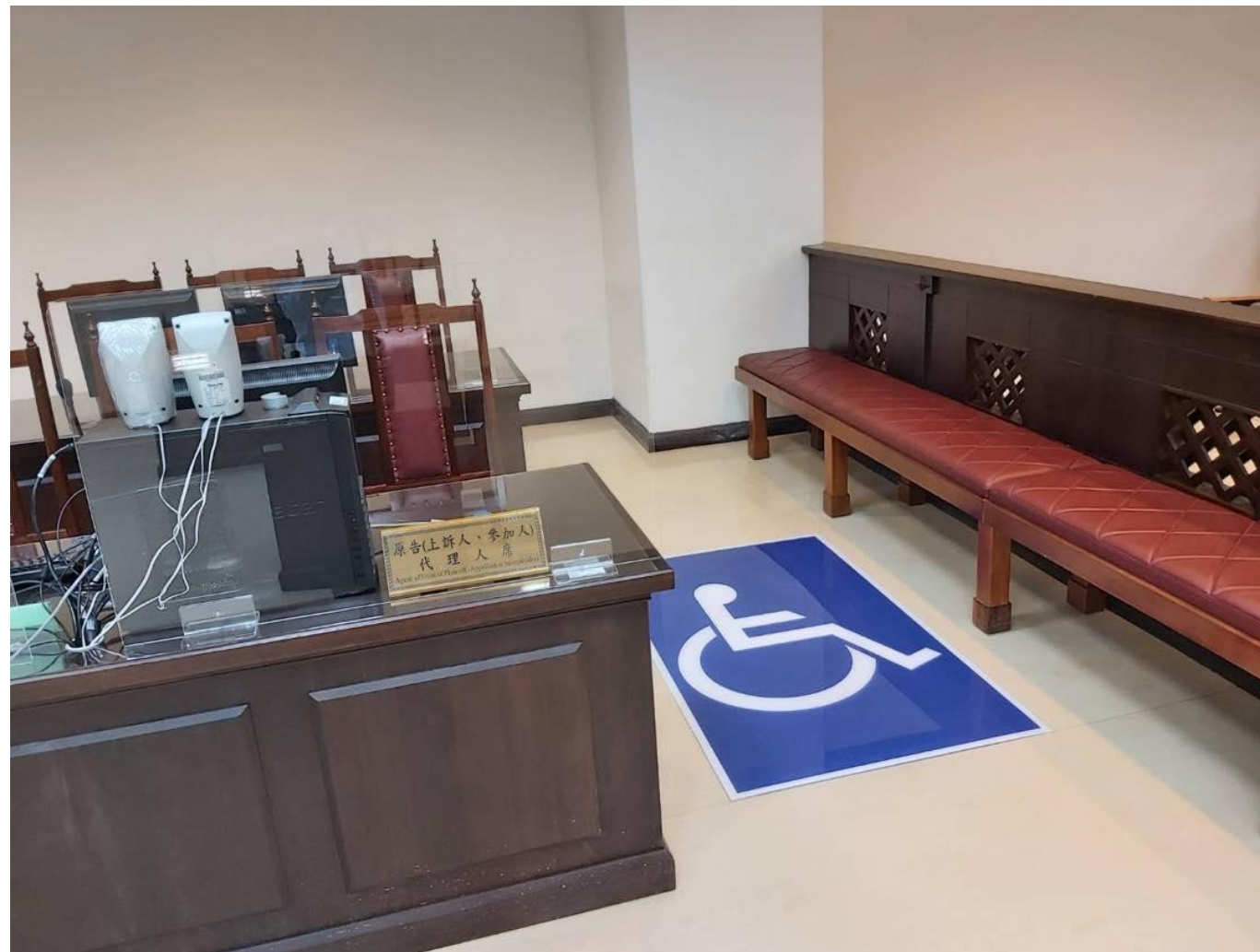
推進の経緯

- 1. 法律扶助基金会CRPDプログラムを通じて、弁護士による無料の本事件支援を申請。
- 2. 深刻化するコロナ禍と、当事者の外出が難しいことから、リモート裁判を申請。
- 3. 当事者が出廷するときに必要なパーソナルアシスタント2人のサービスを裁判所に申請するも、拒否される。出廷・傍聴にも裁判所は障壁だらけであることが分かり、法律扶助基金会のウェブサイトに投書。
- 5. 報道記者がこれを見つけ、当事者は匿名でのインタビューに同意。後にニュース報道が大きな話題となり、司法アクセスに関する論議を巻き起こした。

発見と変化

- 司法院の予算編成は「法律扶助必要費用計算給付弁法」第2条と第7条の規定に基づき、扶助事件により生じた合理的な費用について、補助を申請できる。従って、当事者の出廷に必要なパーソナルアシスタントの費用は申請できる。
- 裁判所の車いす席設置に導いたけれど.....
- 司法職員の教育訓練に招かれたけれど.....
- 当事者が感染し隔離病床に入院し、重度障害者の入院中の介助が問題となり、制度の見直しを誘起

裁判所の車いす席設置……



司法職員の教育訓練会場のバリアフリースペース……



当事者が感染し隔離病床入院、退院後のリモート座談会

- 1. 重度障害者の入院中の介助問題
- 2. 医療関係者の障害対応トレーニング不足
- 3. 入院中の介助が自己負担で高額
- 4. 制度の見直しのきっかけに.....



人権非星期三 側記

主講 | 玉 姐
主持 | 黄怡碧
與談 | 林君潔

法律政策にありながら語られない
(のはおかしい)障害者の人権

■ 1年半にわたる準備的口頭弁論での争点：

- A. 新北市社会局は、60時間の上限は中央の規定に従っていると主張。事実は、国との会議にて、この規定がとつくに廃止されていることを確認。
- B. 新北市社会局は、財源不足を理由に、60時間／月を超える認定はできないと主張している。しかし、調査したところ、財源がより乏しい県・市の多くに於いて、80～120時間／月など異なる認定がなされている。
- C. 国は会議で資料を提出し、自立生活支援の経費は、毎年剰余が多く、経費を使い切っていないとしている。
- D. 政府衛生福利部(厚労省に相当)の2021年上半期の統計によると、新北市社会局がパーソナルアシスタントサービスを支給しているのはわずか23人である。

介護保障ネットと知り合い協力へ



校内パーソナルアシスタントの実現

- 事件：一人親家庭の重度筋委縮症(気管カニューレ使用)の大学生が入学。当事者には長時間の学校におけるパーソナルアシスタントの介助が必要だったが、大学に拒否された。教員は、当該学生は他人に頼らないことを学ぶべきであり、本当に必要なときには、他の学生に溶け込み交流・対話し、同じ教室の学生に授業中の支援を求めるべきであるとした。お手洗いや食事は、休み時間の10分間または昼休みに、学生アルバイトに支援をお願いすべきであるという。
- 争点：
 1. 政府教育部は大学・高専等高等教育機関の障害者のために支援予算を編成しているが、学校事務のためのアルバイトとして運用しており、わずかに休み時間、または一部の限定された事項においてのみ障害ある学生を支援している。更に、対外的には同学はパーソナルアシスタントサービスはないと謳っている。
 2. 個別化教育計画(IEP)を策定せず、教員は学期前に学生と簡略な談話を行ったのみで、教員が独自に内容を決定している。
 3. 多くの特別支援教育教員、療法士、立法委員(国会議員)に協力を求めたが、大学が学生アルバイトを準備しているのなら、スマホで支援を求めればよく、なぜパーソナルアシスタントでなければダメなのかと尋ねられ、理解が得られない。

一発主義



- 経過：立法委員が協議を開催し、当事者・弁護士一同が同席し、行政部門と交渉を行う。
- 結果：大学側から120時間のパーソナルアシスタントを支給を獲得し、賃金も上昇した。

現在と未来.....

- 1. 当会では近ごろ、新北市の別の重度筋委縮症の障害者を支援し、法律／イニシアティブアクションを発動した。
- 2. 二つの事件のクロスアクションに加え、本会と障害者団体が中央と協議し圧力をかけた結果、2022年10月から、新北市は上限100時間のパーソナルアシスタントサービスの特別申請の受理を開始した。
- 3. 分野を超え、国を超えた団体、報道の協力と、ALS弁護士にチームに加わってほしい！

つづく.....

ご清聴ご支援ありがとうございます



韓国障害者活動支援法

第5条第2号 法律対応



公益弁護士とともに行う 同行 -イ・ソア弁護士



基礎関係

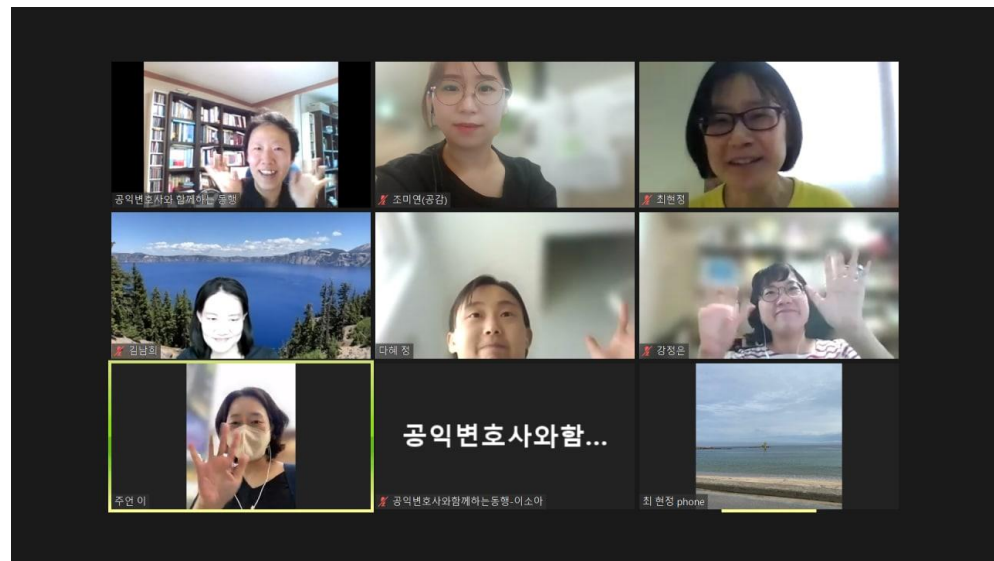
- 当事者：65歳未満 老人性疾患を抱え、これによる障害のある人
- 関連の法律：障害者活動支援法（障害者活動支援サービス関連法）、
高齢者長期療養保険法（高齢者長期療養サービス関連法）
- 問題となる法律の条項：障害者活動支援法第5条第2号 →
高齢者長期療養サービスを先に受けている障害者は、
障害者活動支援サービスの申請資格そのものを剥奪
- 代理人団：民弁〔民主社会のための弁護士団〕少数者委〔少数者人
権委員会〕の弁護士たち（複数の公益団体に所属）

最後まで耐えた当事者、ファン・シネ





2020年6月14日 憲法裁判所の前にて代理人団



2022年6月 更なる対応のために議論を続けた



2020年6月14日 憲法裁判所 公開弁論

2020年春- 代理人団会議





法律対応日誌

- 2016. 9. 6. 当事者A、光州広域市北区役所に社会福祉サービス変更申請書を提出
- 2016. 9. 末 光州広域市北区役所、変更申請を拒否
- 2016. 12. 2. 北区長を被告として社会福祉サービス変更申請拒否処分の取消訴訟を提起
(光州地方裁判所2016ク合13137)
- 2017. 3. 上記訴訟中に、 裁判部に違憲法律審判提請を申請
- 2017. 7. 光州地方裁判所、問題の条項に対して違憲法律提請 (憲法裁判所 事件番号2017憲カ2)
- 2020. 12. 23. 憲法不合致決定 (暫定適用、2022. 12. 31. 期限)
- 2020. 4. 15. 上記行政訴訟 (光州地方裁判所2016ク合13137) において原告の請求を認容
(北区の処分取消決定)
- 2020. 5. 中旬 北区役所前で記者会見。当事者A、サービスの提供を促す
- 2020. 6. 当事者A、障害者活動支援サービスを開始







<その後の経過：闘いは今も継続中>

- 2021. 9. 下旬 同じ状況にある別の当事者B、Cが行政訴訟を開始
(光州地方裁判所) - 2022. 夏 勝訴
- 2022. 5. 保健福祉部、問題の法律条項を改正。
しかし、誤った方向に改正。申請の手続きはまだ整備されていない。
- 2022. 9. 27. 同じ状況にある別の当事者Dが行政訴訟を開始
(議政府地方裁判所)

